

鴻巣市地域開発事業経営戦略

「鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業計画書」に以下の項目を補足し、国が策定を要請する中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」として位置づける。

策定日 令和3年3月11日（令和5年1月24日改定）

計画期間 令和4年度～令和15年度

※事業計画の施行期間を令和15年度までとしていることから、計画期間を令和15年度までとします。

1. 効率化・経営健全化の取り組み

- (1) 保留地の早期売却に向けた販売計画を検討することにより、土地売却収入の安定確保に努める。
- (2) 分譲宅地販売促進パンフレット作成経費等について、内部作成またはホームページを活用し経費削減に努める。
- (3) 事業の推進にあたっては、土地区画整理事業のノウハウをもつ民間事業者を活用するとともに、建設発生土を他事業に受入れてもらうなど、建設改良費の縮減を図る。

2. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

- (1) 健全経営に向けた状況を把握するため、毎年、収支の計画と実績の乖離を検証する。
- (2) 計画は必要に応じて見直しを図ります。収支の計画と実績に大きな乖離があった場合には、その要因を分析し、計画の見直し等に活用する。また、収支計画だけでなく、事業実施を通じて新たな課題が見つかった場合はそれらを整理し、必要に応じて記載内容を変更する。